

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供（その8）

FAX 1 枚

令和 2 年 3 月 13 日

医療機関各位

（一社）熊本市医師会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に関する情報提供等について

今般の新型コロナウイルス感染症について、状況や対応は日々更新されていますので、詳細につきましては、厚生労働省・日本医師会・県医師会・熊本県・市のホームページ等をご参照頂き、最新情報の入手にお努めください。

①新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発（令和 2 年 3 月 11 日付）の標題文書より応召義務について以下のように通知がありました。

「応召義務について」

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、該当患者の診療を拒否することは、応召義務を定めた医師法（第 19 条第 1 項）及び、歯科医師法（第 19 条第 1 項）における診療を拒否する「正当な理由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に推奨すること。

※（3/13 現在）熊本市では、帰国者・接触者相談センターが、帰国者・接触者外来の受診及び PCR 検査の割当を行っています。よって、医療機関で診療・検査が困難である場合は、患者から相談センターへ相談するように誘導することになります。（必要に応じて、医療機関が患者に代わり相談センターへ連絡も可）

②新型コロナ感染症に関する通知・資料等について

市医ホームページの[会員専用ページ](#) **【各種情報】** → **[各種文書・通知資料]** へ掲載されますので、ご参照ください。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾について
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について 他 2 件
- ・地域において必要な患者に PCR 検査を適切に実施するための体制整備について
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療用放射線の取扱いに関する医療法上の臨時的な取扱いについて
- ・医療機関における「新型コロナウイルスの検査を受けた方へ」の配布について

新型コロナウイルス感染症に関するご意見、ご質問等について

標記に関するご意見ご質問等、市医事務局まで FAX (096-366-3628) または、電子メール (office@city.kumamoto.med.or.jp) にて、お寄せください。

熊本市医師会ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する情報提供）

参照 <http://www.city.kumamoto.med.or.jp/2019corona/index.html>